

# 令和3年度グリーンタウンなんごう募集要領

## 【若者・子育て応援価格】

【募集区画数】 一般宅地分譲 1区画 (NO.17 24-11)

【分譲価格】 若者・子育て応援価格 3,468,000円

### 【申込資格】

次の全ての条件に該当する方

- ① 住宅を建築するための宅地を必要としている方
- ② 定められた期間内に譲渡価格の支払いができる方で、融資を受けて購入する場合は融資や返済計画の確実な方
- ③ 日本国籍の方又は永住許可を受けている外国籍の方
- ④ 契約後3年以内に住宅建築の着工を行い、継続して居住する方
- ⑤ 転売を目的としない方
- ⑥ 令和3年4月1日現在、下記(ア)(イ)のいずれかに該当する方  
(ア) 40歳以下の方  
※ 共有名義の場合、40歳以下の方が1/2以上の持ち分を所有していること  
(イ) 同居する15歳(中学3年生)以下の子供がいる方  
※ 応募時点で出生していれば該当としますが、妊娠中は非該当となります。

### 【申込受付】

募集期間	令和3年6月1日から7月31日まで ※申し込みが複数件あった場合は抽選を行います。
抽選日	令和3年8月 申込者に別途通知します。
申込先	美里町まちづくり推進課(中央コミュニティセンター内) 〒987-8602 宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13 電話: 0229-33-2180 FAX: 0229-33-2160 E-mail: machizukuri@towm.misato.miyagi.jp
申込方法	「令和3年度宅地分譲申込書」に必要事項を記入の上、お申し込みください。郵送(当日消印有効)やメールでも受け付けます。
無効要件	申込者に申込資格がない場合、虚偽の申込等不正行為をした場合は無効といたします。

## 【譲渡の条件】

買い戻し特約登記	譲渡物件に対し、5年間の買い戻し特約登記をいたします。
町の承諾事項	買い戻し特約期間中に次の権利設定と移転には、町の承諾が必要です。 (所有権、質権、抵当権、使用貸借による権利、又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定と移転)
施設設備	電柱、支柱、支線、街路灯、道路交通標識、ごみ集積所などについては、関係機関と協議の上設置してあるため、現在設置している同施設の移設には応じることはできませんので、御了承ください。
違約金	譲渡契約後、解約した場合には違約金をいただきます。

## 【申し込みから契約まで】

申し込み ⇒ 現地説明及び譲渡契約等の説明 ⇒ 譲渡契約成立

## 【契約の手続】

契約締結時にお持ちいただくもの

- ① 契約者名義人の住民票謄本・・・1通
- ② 契約書貼付用の収入印紙（郵便局で購入してください。）  
契約金額 500万円以下・・・1,000円
- ③ 内金  
契約金額の10%相当額（円未満切り捨て）を、内金として契約時に納付していただきます（売買契約締結時に納付書をお渡しします。）。
- ④ 契約名義人の印鑑（実印）及び印鑑証明書1通

## 【売買契約の内容概略】

住 宅 建 築 の 義 務	土地売買契約締結日から3年以内に住宅建築に着手していただきます。 上記で「着手」とは、基礎工事の実行をいいます。
所 有 権 の 移 転	売買代金の全額及び登記費用等預託金の支払いを確認した上で所有権移転登記を行い、土地の引き渡しをいたします。
契約の解除・買戻し等	購入者が契約違反等をしたときは、売買契約を解除し、又は売買物件を買い戻すことがあります。その際、購入者には売買価格の10%相当額を違約金として支払っていただきます。なお、買い戻しのできる期間は契約締結日から5年間とし、これを登記します。 買戻特約設定登記は、町の負担で町が行います。

## 【売買代金残金の支払い】

土地売買契約締結時に納付していただいた内金を除いた残金は、契約の日から3か月以内に納付していただきます。

(売買契約締結時に納付書をお渡しします。)

## 【登記費用の預託】

所有権移転登記に要する費用等の預託金は購入者の負担となります。売買代金残金とともに納付してください。

(預託金の内訳は、固定資産税評価額に100分の1.5を乗じて得た登録免許税額と登記全部事項証明書交付手数料となり、売買契約締結時に納付書をお渡しします。)